

# ペットがもしも いなくなったら

家族の一員として、飼っている犬や猫。突然いなくなったらとても心配です。飼い主の元に戻ってくるためにはどうしますか。

## まずは届け出を

役場に届け出ておくと、役場で保護していることがあり、見つかる可能性が高くなります。

また、粕屋保健福祉事務所や粕屋警察署でも保護していることがありますので、届け出てください。

※届け出た後、飼い主が先に発見したときは必ずその旨をご連絡ください。

- ・須恵町役場 健康福祉課  
☎932・1151 (内線152)
- ☎932・1493
- ・福岡県粕屋保健福祉事務所 衛生係  
☎939・1744
- ☎939・0110
- ・粕屋警察署 拾得物係

届け出るときは、次の項目をお知らせください

- ① 飼い主の住所・氏名・電話番号 (昼間の連絡先)
- ② 種類
- ③ 性別
- ④ 毛色
- ⑤ 大きさ
- ⑥ 首輪の有無・首輪の色
- ⑦ 鑑札、注射済票、迷子札の有無
- ⑧ いなくなった日時・場所
- ⑨ その他の特徴

## 近隣の町に近い場所 いなくなったときは

近隣の町で保護されている可能性がありますので、同じように連絡をしてください。

- ・宇美町役場 環境課  
☎934・2226
- ・志免町役場 生活環境課  
☎935・1001
- ・篠栗町役場 福祉環境課 環境係  
☎947・1111
- ・粕屋町役場 環境生活課  
☎938・0198

## 役場で保護されているときは

健康福祉課窓口や役場正面玄関左側の告示板に、写真や特徴を記載した案内を掲示しています。

ただし、種類、毛色、大きさなどは人によって判断基準が異なる場合があります。

※首輪の有無に関わらず、飼い主が見つけられない場合や手がかりが無い場合は、法律で定められた保護期間(最低3日間)を過ぎると、粕屋保健福祉事務所に収容されます。

## ペットが逃げないように

リードや首輪が切れたり、外れたりしないように定期的に点検し、修繕や交換をしましょう。



## 鑑札、注射済票、迷子札を付けましょう

首輪などに犬の鑑札、狂犬病予防注射済票や迷子札(電話番号や飼い主の名前などを書いておくもの)を付けていけば、飼い主を特定するのに役に立ちます。飼い主のもとに早く帰ることができるよう、必ず付けておきましょう。



# 町県民税の公的年金からの 特別徴収が始まります

公的年金からの特別徴収(以下「年金特徴」と言います。)とは、公的年金にかかる町県民税を年金から天引きする制度です。須恵町では平成23年度から開始しています。

▼対象者  
次の1〜4のすべてに該当する人です。

1. その年の4月1日現在において満65歳以上の人
  2. 公的年金などにかかる所得に対して町県民税が課税されている人
  3. 年額18万円以上の公的年金を受給している人
  4. 須恵町(福岡県介護保険広域連合)で介護保険を天引きされている人
- ただし、年金の支給停止や税額の変更、町外へ転出された人については年金特徴が中止となり納付書での支払へ変更となります。

## 特別徴収の対象額と徴収方法

○初年度(初めて年金特徴となる年度)  
・年度の前半：普通徴収(個人で納付)  
公的年金に係る町県民税の年税額の

半分を2回に分けて6月、8月に個人で金融機関などで納付

・年度の後半：特別徴収(年金からの天引き)  
年税額の残り半分を3回に分けて10月、12月2月の年金支給時に特別徴収により徴収

○2年目以降(前年度から継続して年金特徴となる年度)

・年度の前半：特別徴収(仮徴収)(年金からの天引き)  
2月の天引き額と同額を4月、6月、8月の年金支給時に特別徴収にて徴収

・年度の後半：特別徴収(年金からの天引き)  
年税額から仮徴収額を引いた残りを3回に分けて10月、12月、2月の年金支給時に特別徴収により徴収

## 問合せ先 税務課

☎932・1495 (ダイヤルイン)  
☎932・1151 (内線131番)

## 年金徴収の例

収入が公的年金のみで、平成23年度の町県民税が4万8000円、平成24年度も4万8000円の場合

平成23年度					平成24年度					
普通徴収		特別徴収			特別徴収(仮徴収)			特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
12000円	12000円	8000円	8000円	8000円	8000円	8000円	8000円	8000円	8000円	8000円
年税額の半分を2回に分けて納付		残り半分を3回に分けて徴収			2月に天引きされた額と同じ額を3回徴収			年税額から仮徴収した額を差し引いた額を3回に分けて徴収		

## かたり業者に注意!

8月下旬ごろから、役場上下水道課職員(または下請け業者)と名乗る不審な電話がかかってくる場合があります。上下水道課では、アンケートや電話での問い合わせは行なっていません。

また、実際に業者が訪問してきた事例も報告されています。十分ご注意ください。

## 電話の特徴

- ・「須恵町役場の方から」など上下水道課職員と思わせるような自己紹介をする。
- ・職員なのかを問うと「下請け業者」と返答をする。
- ・アンケートと称し、毎月の水道使用量や家族構成、浄水器設置の有無を聞く。
- ・アンケートに回答してくれたお礼という理由で、住所や氏名を聞く。
- ・不審そうな対応をすると電話を切る。

## 問合せ先 上下水道課

☎932・1445 (ダイヤルイン)  
☎932・1151 (内線233番)